

## 第2回審議会での主な意見と制度案への反映

資料1

No.	意見の概要	反映の考え方
1	工場、事務所、店舗等の事業者も、「住民」としてまちづくりに関わることができるのであるのか	条例において、「住民」に事業者が含まれることの明記を考えています。 ・住民：市内において居住する者、事業を営む者 ・住民等：住民、土地・建物等を所有する者 【p.10】
2	個人間で不動産を売買する場合、まちづくりルールの周知方法はあるのか	まちづくりルールの周知は、まちづくり推進団体が行うことを基本としています。また、売買にあたっての物件調査の際には、市のホームページや窓口等で周知の支援を行いたいと考えています。
3	商業・操業環境を守るまちづくりルールも考えられるが、当該制度を住環境整備条例の中で規定できるのか	本市の住環境整備条例は「住環境の整備について必要な事項を定め、もって秩序ある都市環境の実現に寄与すること」を目的としており、商業地、工業地における住環境の整備は商業・ものづくり環境と総合的になされるものとして、本制度を本条例において規定するものです。 商業・工業地におけるまちづくりルールは、居住・商業・ものづくりの観点から調和を図りながら策定することが必要になるものと考えています。 【p.9】
4	制度の導入にあたり、地区住民等の利害調整などがまちづくりに与える影響など、市はどこまで考慮しているのか	まちづくりルールの検討時には、第三者の専門家の支援を交え、地区住民等の意見を可能な限り反映して検討するよう市も助言しながら、策定を目指します。 地区まちづくり計画制度は、ルールの一律運用や罰則によるものではなく、まちづくり推進団体と事業者が協議により折り合いをつけて、まちづくり目標を実現することが制度の趣旨です。 まちづくりルールの運用時には、まちづくり推進団体と事業者とが対等な立場で協議を行えるように、市は必要に応じ、双方に助言等を行います。
5	建築協定でいう「一人協定」でもちづくりルールを策定することは可能か	まちづくりルールは開発事業者による「一人協定」の形態でも提案可能ですが、ルールの認定と併せ、まちづくり推進団体の認定が必要となることから、開発事業者自らがまちづくり推進団体となり、当該まちづくりルールを重要事項説明書、管理規約に記載すること等により、新たにまちづくり推進団体（おおむね25人以上で構成）となる管理組合等に適切に引き継ぐ必要があります。 また、用途混在地における住宅地開発などで、過度な住環境保全を目指すまちづくりルールが提案された場合については、認定に際して、市の基本構想（土地利用方針等）との整合など、地区周辺の土地利用の状況や説明過程を勘案しながら判断したいと考えています。 【p.13】
6	事業者がまちづくり推進団体に提出する協議資料について、個人情報の扱いや書類の保存はどうなるのか、市から何らかの指導をしてほしい	協議資料は、個人や法人の情報を含まない書類（位置図、配置図、立面図、植栽図等）を基本とし、協議の中で間取り等の情報が必要な場合は、施主の了承を得る等、両者の合意の上での対応を考えています。書類の保存は任意ですが、個人や法人の情報が含まれる資料については、工事完成後、事業者への返却を必要に応じ指導したいと考えています。 【p.14】
7	内容の遵守についての罰則規定を持たない推奨基準ではあるが、実効性の向上など、他自治体の取組実態を含め、効果的な運用手法はないのか	内容遵守について、建築条例等の直接的な担保性を求める場合は、地区計画等をめざして合意形成を図る必要があります。 本制度は、地区主体のまちづくり気運を高め維持することへの支援を主眼においており、他自治体の取組を参考にしながら、次のような環境整備により、側面的なまちづくりの実現支援を考えています。 ①事前協議制度との連携 ②住民・事業者との協議記録の市ホームページ上の公表 ③協議手続についての罰則規定 【p.3-5】
8	まちづくり推進団体に対する支援（交流会の開催）など後々のケアを考えてほしい	まちづくり推進団体に対する支援として、①市のホームページでの団体及び活動状況等の公表、②団体の活動報告時等における活動状況の把握、助言、技術的支援を行うほか、団体間の情報交流支援についても検討します。 【p.5-6】
9	住民自身が使いやすい制度にすることがポイントである	地区住民等がまちづくり活動の取組の開始や、運用の変更などを円滑に行えるよう、次の点に配慮した制度とします。 ①ルールの認定要件のうち住民等の合意形成の方法 ②ルール認定後の内容の変更・廃止に係る合意形成の方法 ③ルール策定済の地区におけるルール認定の方法 【p.7-8】

)

O

O

## まちづくり目標の実現性の向上を図る仕組について

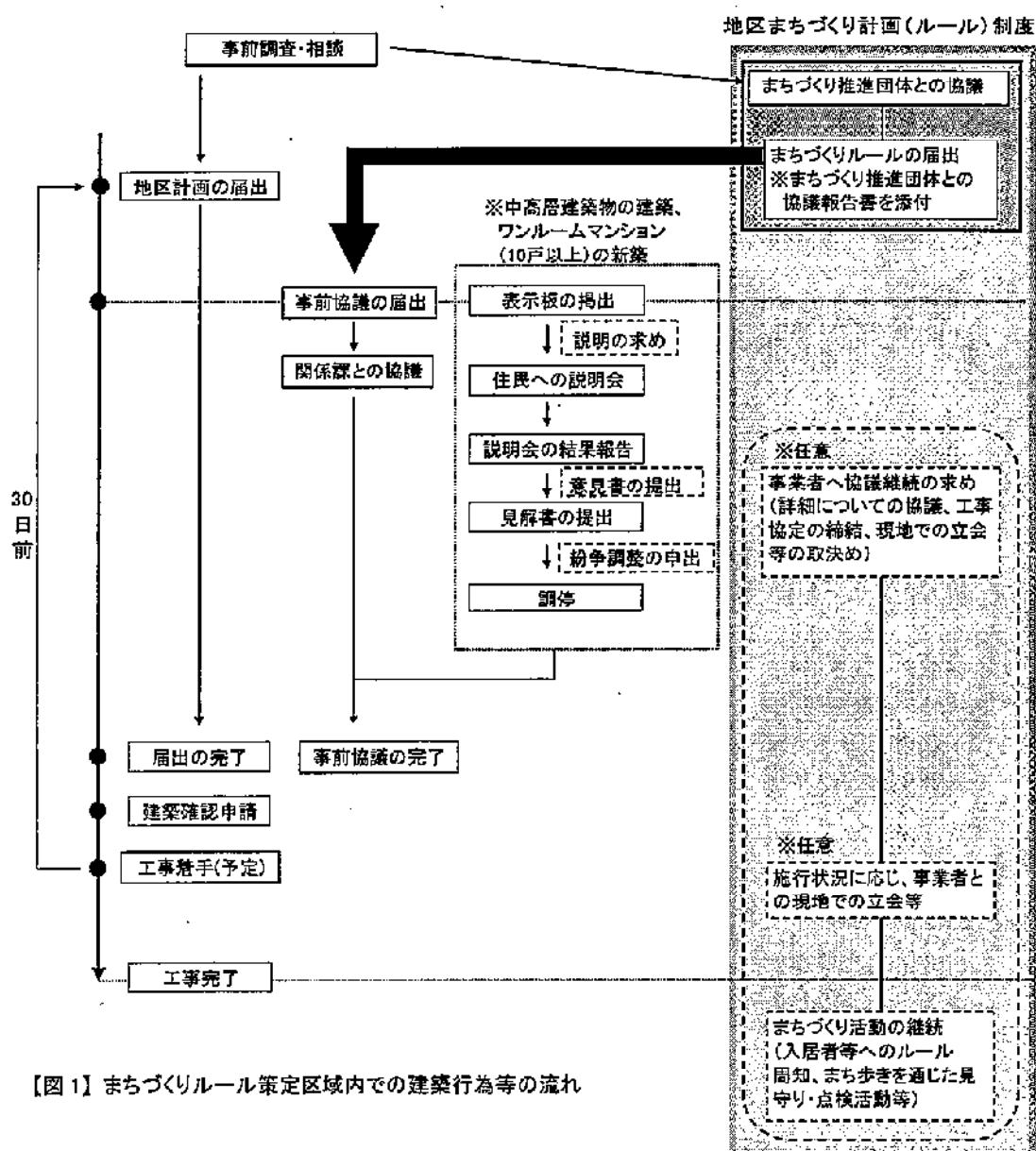
本制度では、まちづくりルールは、まちづくり推進団体が住民や事業者とまちづくり上の民事協議を行う際の地区内の推奨基準（ガイドライン）として位置付けている。まちづくり推進団体と住民・事業者が当ルールを基本に、話し合いの過程で概ねの同意が得られる解決案を見出し、住民等が主体となるまちづくりを進められるよう環境整備を行うことが本制度の主目的である。

この視点から、まちづくりの目標の実現に向け、開発事業はまちづくりルールの内容に配慮することを基本に、より機能する制度とするため、協議手続に係る仕組及びまちづくり活動・推進団体の活動への側面支援の観点から制度の実効性の向上について整理を行う。

### 1 協議手続に係る仕組

#### (1) 事前協議制度との連動

まちづくり推進団体との協議を早期に行い、地区的ルールを一定反映した事業計画により、市との開発関係協議を行うことが望ましいという観点から、まちづくりルールに係る届出を、開発事業に係る事前協議の届出の前に行なうことを条例に規定する。本市で実体として建築確認に前置する事前協議と連動させることにより、実質的な手続面の担保性を向上する。（下図参照）



## (2) 協議経過の公表

まちづくり推進団体と住民・事業者との協議経緯・結果等の記録を、活動記録の一部として公表することにより、団体の活動の透明性が向上するとともに、住民・事業者にとっても、当該地区の考え方を事前に把握し、計画に可能な範囲で反映することで、双方にとって無用な紛争等を未然に回避することを期待する。

【図2】活動記録の公表(記載イメージ)

枚目	
まちづくり活動報告書（案）	
地区名：	
団体名：	
年月日	活動内容
	（記入例（案））
	まちづくり活動団体登録
	団体規約の承認、まちづくり協議会発足
	第1回役員会の開催
	まちづくり勉強会の開催
	第1回総会の開催 まちづくりルールの策定を目指すことを決定
	第〇回総会にてまちづくりルール策定、市への申請を承認
	まちづくりルール及び推進団体の認定
	第1回総会 今後の活動について検討
	事業者との協議（○○町○丁目） ・4階建共同住宅特に東側の壁面撤退、周辺への日影、駐車スペースの確保、複化について配慮を依頼 ・東側のバルコニーの仕様、窓の位置については案が固まった時点で再度説明を依頼 ・道路内の電柱を敷地内に移設できないか検討を依頼
	まち歩き ごみ置場のカラス対策、水路沿道の安全確認
	事業者との協議（○○町○丁目）

## 【参考】主な自治体の状況

○A市 市長とまちづくり協議会とが「まちづくり協定」を締結し、地区内での建築行為を行う事業者に届出を要請、その内容が協定に合わない場合は、市長は、協議会の意見を聞きながら、届出者と協議する。

## [運用]

- ①事業者が市へまちづくりルールに係る届出を行うのとあわせて、まちづくり団体との協議を行うよう事業者に要請する。届出の内容がまちづくりルールに適合していると認められるときは、市が事業者に適合通知書を発行する。事前協議の届出の際に適合通知書を添付するように促しており、添付しないければ、まちづくりルールの届出を行うよう指導する。
- ②その他、長期優良住宅の申請には適合通知書の写しを必要とする。

○I市 まちづくりルールに係る事業者との協議は、開発事前協議の手続の中で市が行っている。

【運用】 事業者から事前協議の書類を提出後、市から当該届出の写しの一部をまちづくり団体に送付し、まちづくり団体がまちづくりルールに配慮していないと判断した時は市に連絡する（過去、連絡事例はない）。

○G市 事業者は事前協議の届出とは別に、まちづくりルールに係る届出を市に行い、届出を行う前にまちづくり団体との協議を行う。まちづくり団体との協議にあたり、市は必要がある時には、事業者へまちづくりルールへの適合要請、勧告を行う。

【運用】

- ①事業者との協議については、市は中立よりもまちづくり団体に寄り添い応援する姿勢で地区のまちづくりの気運を盛りあげることを主眼とする。法的拘束力を持たないルールであるため、ルールの遵守に固執するのではなく、何ができるのか現実的な方策を考えるために支援を行っている。
- ②協議の透明性の確保を目的に、まちづくり団体による事業者との協議記録を市が公表しており、他の事業者が事前に当該地区の考え方や対応方針を理解する一助となっている。

### (3) 罰則等の規定

事業者によるまちづくりルール策定区域内の届出について、届出を行わない又は虚偽の届出をした者への指導、公表、罰則（罰金）等の対象とする旨の規定を条例に設ける。

本規定は、協議手続が地区住民主体のまちづくりを進める上で重要な役割を持つという制度の考えを示すものである。

【参考】主な自治体の状況（p.4 表1参照）

手続に関する罰則規定を設けている事例

F市（適合審査、勧告、命令、公表、罰則（罰金））

O市（勧告、過料）

K市（適合義務、勧告、立入検査、公表、過料）

・事業者が届出をしないとき、虚偽の届出をしたとき、又は変更の届出をしたときは、5万円以下の過料に処する。

・勧告に従わないときは、その者の住所及び氏名並びにその事実を公表することができる。

なお、まちづくりルールの遵守に関する条例規定（D市）、助言・指導を行っている例（I市）もある。

## 2 まちづくり活動・推進団体への支援

- (1) まちづくり活動団体・推進団体の活動の継続支援の観点から、市ホームページ等での団体活動の公表・周知や、団体交流の場を設けるなど、団体相互の日常的連絡・交流の直接・間接の支援を行う。
- (2) まちづくり活動の担い手となる人材、体制づくりの観点から、まちづくりルールの策定段階において、既存の尼崎市すまいづくり・まちづくり専門家派遣制度を活用し、地区の特性に応じた日常的活動体制や事業者協議の方法等についての相談やマニュアルの作成等の支援を適宜行う。
- (3) まちづくりルールの内容については、平素より、まちづくり推進団体と市民・事業者との協議を通じ、住民・事業者への周知浸透を進めるとともに、整合が困難な場合に双方の話し合いで解決点を見出すというまちづくり能力の涵養が重要となる。市はこの観点から、平常時より求めに応じて、双方への相談対応、協議技術を含めた技術的支援、団体・事例紹介等を適宜行う等の側面支援を行う。

【参考】主な自治体の状況

○A市

①まちづくり協議会の設立から10年までは、ルールの策定後についても活動助成費等の支援対象とし、活動が10年経過後も、優良団体として別の支援を行っている。

②区役所毎に市担当者を配置等、地区まちづくりに関する相談窓口を設けている。

○I市 市担当者による窓口相談で、まちづくり団体が活動を行えなくなった場合は、ルールを取消しになることを説明して、活動を継続してもらうよう誘導している。

○G市 マニュアル作成による引継ぎや、まちづくり団体の役員を定期的に交替し事業者との協議等の経験者を増やす取組を行うことを奨励している。

○P市 市が開催する推進連絡協議会（年2回）において、まちづくり団体相互の情報交換や交流の契機となる機会を設けている。個々のまちづくり協議会活動に市が極力参加し、状況把握を行う。

【表1】他自治体の制度内容(地区まちづくり関係条例・規則)

( ) 内は条例・規則外の運用

自治体	制定	認定数	住民等の合意形成要件	内容遵守規定	事業者との協議主体	内容適合に係る行政の関与	行政指導・罰則等
A	昭和57年	18	大多数の支持 (8割回収8割同意)		市・ (認定団体)	適合確認	
B	昭和57年	3	地区住民への周知 (数値基準なし)		(認定団体)	(関与しない)	
C	平成9年	1	2/3		(自治会)	(自治会承認印の確認)	
D	平成12年	25	2/3 (3割同意、反対者0)	○	市 (認定団体)	(適合確認)	
E	平成14年	1	地区住民への周知 (数値基準なし)		(認定団体)	(関与しない)	
F	平成16年	1	2/3	○	(認定団体)	指導 (実際は周知のみ)	勧告・公表・罰則
G	平成17年	19	多数の支持		認定団体	必要な場合に指導	勧告
H	平成17年	0	2/3	○	認定団体	不適合時に三者協議	勧告・公表
I	平成17年	6	住民の総意		市	(配慮されているか確認)	
J	平成17年	0	おおむね1/2	○	(認定団体)	(関与しない)	
K	平成18年	0	(おおむね)2/3	○	市		勧告・公表・罰則
L	平成19年	1	1/2		(認定団体)	必要な場合に指導、助言 (実際は関与なし)	勧告・公表
M	平成20年	0	1/2		市(周知のみの予定)	必要な場合に指導、助言	
N	平成21年	2	地区住民への周知 (反対者0)		認定団体	必要な場合に指導	勧告
O	平成24年	0	2/3	○	認定団体	必要な場合に指導、助言	勧告・公表・罰則
P	平成25年	4	地区住民への周知 (自治会内で合意)		認定団体	(関与しない)	

## 住民にとって使いやすい制度設計について

本制度は、住民主体の地区まちづくりに取組む気運を高め、実際にまちづくりの窓口を務め、まちづくりの目標を実現していく過程を支援することから、住民自身が活用しやすい制度にすることが重要である。この観点から、制度上の主要な項目についての考え方を示す。

### 1 まちづくりルールの認定要件

本制度を活用して、住民等がまちづくり活動の取組を始めやすいように、まちづくりルールの認定要件のうち区域内の住民等の同意基準については「対象区域内の住民等の多数の同意を得ていること」とする。

「多数の同意」とは、対象区域が限られる場合やルールの内容、権利者調査や意見の回収状況、まちづくり活動団体等が反対者に対して適切に対応を行えているか等を考慮に入れ、合理的な反対意見がなく、当該団体のまちづくり活動の運営体制や取組状況を考慮するなか、今後も地区において適切に周知定着を図ることができるものであると認められる場合等を含めたものである。

※「多数の同意」とする理由は、本ルールが罰則規定のない推奨基準であり、地区計画申出に係る要件である「総意を反映している」必要はないものの、策定しようとするルールに反対する住民等が同時にルールを認定申請する等の混乱の回避を考慮するとともに、住民等が活動の取組を始めやすい内容を考慮した適切な取扱いを可能とするため設定したものである。

※ただし、建物の高さや敷地の規模等、土地利用の規制に係る内容の同意については、事業者等に説明する上での説得力及び実現性の向上を図るために、活動当初から住民等の総意を得るよう取組むことを推奨し、住民等のおおむね 2/3 以上の同意を認定の目安とする。

### 2 まちづくりルールの変更認定要件

まちづくりルールは市の窓口やホームページで公に認定・周知されており、まちづくり推進団体が自由に変更（廃止を含む）できるものではなく、変更に際しては市が変更認定を行う。

ただし、変更認定の要件については、ルールの当初認定時に、当該ルールが地区住民等の一定の同意を得たルールであることを確認しており、その後、まちづくりルールの地区住民等への周知状況及び定着への取組経過を考慮の上、変更内容により次のとおり対応する。

#### (1) 土地利用に関する内容（まちなみ指針）に係る重要な変更

建物の高さや敷地の規模等、土地利用の規制に係る内容で、数値や区域の見直し、内容の追加や廃止等、重要な変更については、地区住民等の多数の同意に基づきまちづくり推進団体が運用していくことが望ましいため、新規認定要件に準じた取扱いとする。

#### (2) (1)以外の文言等の修正、補足、運用等の軽微な事項及び生活マナー等（暮らしの指針）の変更

当該変更に係るまちづくり推進団体の周知の体制・状況及び合意に係る手続（総会決議等）の確認等により取扱う。

### 3 まちづくりルールを策定済の地区のまちづくりルール認定の認定要件

本市において既に地区独自のまちづくりルールを策定している地区（10地区）については、いずれも当時、地区計画の策定をめざして活動した地区であり、地区住民等への周知及び意見聴取を行い、既に一定の同意を得てルールが策定された経過がある。本制度が一定合意を得たまちづくりルールの定着を通じたまちづくりの支援を行うという趣旨であることから、まちづくり団体より、策定時と同内容のルールをもって本制度への認定申請があった場合は、その申請の時点で、

- (1) まちづくりルール作成後、事業者との協議、まち歩き又は清掃活動等など、当該ルールの定着に向けたまちづくり活動が継続され、地区住民等への活動の周知がなされていること。
- (2) まちづくり活動を行っている中で、当該ルールに関し地区住民等の間での大きな反対意見がなく、問題が生じた際に適切に対応していること。
- (3) まちづくりルール及び団体について、本制度における認定を受けることに関して、地区住民等へ可能な範囲で周知し、まちづくり団体として決議を得ていること。

これらの基準を充たしていると認められる場合は、現時点で改めてアンケートを行って住民等の同意を得ずとも、認定要件のうち ④対象区域内の住民等への周知及び意見の聴取を可能な限り行って作成されたものであること、⑤対象区域内の住民等の多数の同意を得ていることを満足するものとみなす。

#### （参考）まちづくりルールの認定要件

- ① 関係法令に適合し、市の基本構想（土地利用方針等）に整合していると認められるもの。
- ② 既定の都市計画による建築制限を緩和しないものであること。
- ③ 地区計画が定められている区域では、その目標、区域の整備・開発及び保全に関する方針と整合しているものであること。
- ④ 対象区域内の住民等への周知及び意見の聴取を可能な限り行って作成されたものであること。
- ⑤ 対象区域内の住民等の多数の同意を得ていること。
- ⑥ 区域面積がおおむね 0.5ha以上であること。
- ⑦ 各指針に定める基準が、まちづくりの目標及び取組方針と整合していること。
- ⑧ 各指針に定める基準が、特定の者の利益又は不利益を目的としたものでなく、土地または建築物等の利用を不当に制限することなく、社会通念上妥当と認められるものであること。

## 地区まちづくり計画(ルール)制度(素案)

### 1 制度の概要

#### (1) 趣旨

まちづくりルールは、地区住民等が住みよいまちとしてのニーズを満たすために、地区住民等自らが実現に向けた活動を行うものとして地域住民等の多数の支持を得て策定する地区独自のルールであり、住環境の整備・保全等に係るまちづくり目標の達成のため、土地または建築物等の規制に併せて、それを補完する使用方法や生活マナー等に関する事項も策定できる。このうち土地または建築物等の規制については、条例に位置付けられたまちづくり推進団体と事業者との協議により実効性の向上を図るものである。

地区計画やこれに基づく建築条例は、定める事項等が法令により限定されているとともに、市への地区計画申出には住民等の総意を反映していることが必要となる。しかし、地区計画の都市計画決定、建築条例の施行後は、罰則が適用されるなど一定の担保性が確保されている。

一方、地区まちづくり計画(ルール)制度は、定める内容に自由度があるとともに住民等の総意を求めるが、強制力がない推奨基準であるため、地区住民等が事業者と協議を行う中でまちづくりルールの実現を図ることになる。しかし、事業者と個別に折り合いをつけながら協議できるなど、柔軟性のある対応が可能となる。

#### (2) まちづくりルールの構成内容

- |           |   |
|-----------|---|
| ①名称       | ・まちづくりルールの名称  |
| ②区域       | ・まちづくりルールの対象区域  |
| ③まちづくりの目標 | ・まちなみ指針や暮らしの指針の根拠となるまちづくりの目標  |
| ④取組方針     | ・まちづくりの実現に向けた取組方針   |
| ⑤まちなみ指針   | ・建物や土地利用等に関する内容<br>(建築物の用途の制限、プランターの設置制限など)                             |
| ⑥暮らしの指針   | ・建物や土地利用等の使用方法・維持管理やそれに資する活動に関する内容<br>(まちなみ指針に関連する生活マナーや事業上の配慮に関する事項など) |

#### 【解説】

##### ③「まちづくりの目標」及び④「取組方針」

まちづくりを進める方向性やまちなみ指針及び暮らしの指針の考え方(趣旨)を明確にする。

※住環境の整備・保全等とは、居住・商業・ものづくりの観点から広く秩序ある都市環境の実現に寄与するものと捉え、商業・操業環境を保全するまちづくりルールも可能とする。

##### ⑤「まちなみ指針」

尼崎市住環境整備条例の目的に即した土地または建築物等の利用に関する次の事項

- ・地区計画に定めることのできる事項
- ・地区計画で定めることのできない事項(室外機等の設置位置の配慮、荷さばき等駐車用地の設置、門灯の設置、特定用途や業種等の制限、壁面位置制限内の使用方法…プランターの設置・段差・駐輪等の制限、隅切り設置等)

※指針の内容は数値基準でなくても可。(推奨基準として地区が個別に判断)

※地区内に一律に制限をかけずに区域や建物用途等に応じて規制内容を変える内容も可。

##### ⑥「暮らしの指針」

土地または建築物等の使用・維持管理やそれに資する活動や生活マナーに関する次の事項

- ・道路空間の安全・安心に関する事項(不法駐車・駐輪対策、安全速度の励行等)
- ・生活マナーに関する事項(ゴミのポイ捨てや犬のウンチ対策等)
- ・生活環境の保全に関する事項(生活・操業騒音対策、清掃活動等)
- ・防犯・防災・減災に関する事項(門灯の点灯、空地・空家の管理、見守り活動等)

※総合的な規定として工事協定や工事完了後の報告の手続等の開発事業者に関する内容でも可。

## 2. 用語の定義

本制度の用語を次のとおり定義する。

(1) 住民

市内において居住する者、事業を営む者

(2) 住民等

住民、土地・建物等を所有する者

(3) まちづくり団体

住民等を構成員に含みまちづくり活動を行う団体

(4) まちづくり活動団体

本制度による市への登録を行ったまちづくり団体

(5) まちづくり推進団体

まちづくりルールの維持管理・定着に向けた活動を行う市の認定を受けた団体

(6) 事業者

尼崎市住環境整備条例第16条に規定された開発事業者又はその開発事業の関係者(施工者、設計者、工事施工者又は不動産取引を行おうとする者等)

## 3. 住民等、事業者、市の役割

住民等及び事業者は、まちづくりルールに配慮し、良好な住環境の形成に努める義務を負うものとする。

市は、まちづくりルールの周知を図り、住民等及び事業者が良好な住環境の形成に努めるよう必要な助言を行うよう努めるものとする。

## 4. まちづくり活動団体の登録

住みよいまちづくりを推進するため、複数の住民等がまとまって地区独自のまちづくりのルールを策定することを目的として活動を行う場合には、市にまちづくり活動団体として登録することにより、技術的支援(アドバイザー派遣等)を受けることができる。

また、市はまちづくり活動団体の周知を目的として、活動内容を市のホームページに公表する。

【解説】

まちづくり活動を行うにあたり、地区の現状及び課題の把握、まちづくりを行うための手法や合意形成を行うスキルなど専門性の高い内容を学習していく必要がある。アドバイザー派遣等については、既存の尼崎市すまいづくり・まちづくり専門家派遣要綱を活用して行うが、登録制度を設けることで支援を行う対象を明確化するものである。

また、まちづくり活動の初期段階では、住民等にその存在や活動内容が知られていないことが活動上の支障となることが考えられるため、これらを市のホームページに公表することにより、住民主体のまちづくりの促進を図る。他のまちづくり活動団体との情報交換を行うきっかけとなるほか、登録制度を広めることにより、市内の自主的なまちづくり活動団体及びその活動状況を把握する一助となる。

(1) まちづくり活動団体の登録要件

- ① 活動の対象となる概ねの区域を定めていること。
- ② 区域内のおおむね5人以上の住民等を中心に構成され、代表者の定めがあること。
- ③ 活動目的がまちづくりルール等の導入であること。
- ④ 活動の目的が特定の者に対して利益や不利益を与えるものでないこと。
- ⑤ 原則として他の登録団体と活動区域が重複しないこと。
- ⑥ その他別に定める要件に適合すること。

#### 【解説】

- ① まちづくりルールの認定要件である区域面積(概ね 0.5ha以上)を満たす見込であるか確認する。
- ⑥ その他別に定める要件として、次の項目が考えられる。
  - ・政治的又は宗教的な活動を目的とする団体でないこと。
  - ・暴力団又は暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第2号、第4号)に該当しないこと。

#### (2) まちづくり活動団体の登録手続

- ① まちづくり活動団体として登録を受けるにあたり、申請書(区域、団体・代表者名、目的等)及び活動概要書を市に提出する。
- ② 市は、登録されたまちづくり活動団体の活動概要書を市ホームページで公表する。
- ③ まちづくり活動団体は、活動状況に応じ、適宜、活動概要書を更新し、市に提出する。
- ④ まちづくり活動団体の登録期間は3年間とする。

#### 【解説】

- ② 市は、登録したまちづくり活動団体の活動概要等をホームページに公表し周知を図る。
  - ④ 登録期間は、地区計画またはまちづくりルールを策定するまでとし、3年を超えて活動を継続する場合は、更新申請を行う。
- ※「まちづくり協議会」等は、登録されたまちづくり活動団体が一定進展した段階で、規約等を基に合意形成等を図るために設立される団体である。

### 5 まちづくりルールの認定

#### (1) まちづくりルールの認定要件

- ① 関係法令に適合し、市の基本構想(土地利用方針等)に整合していると認められるもの。
- ② 既定の都市計画による建築制限を緩和しないものであること。
- ③ 地区計画が定められている区域では、その目標、区域の整備・開発及び保全に関する方針と整合しているものであること。
- ④ 対象区域内の住民等への周知及び意見の聴取を可能な限り行って作成されたものであること。
- ⑤ 対象区域内の住民等の多数の同意を得ていること。
- ⑥ 区域面積がおおむね 0.5ha以上であること。
- ⑦ 各指針に定める基準が、まちづくりの目標及び取組方針と整合していること。
- ⑧ 各指針に定める基準が、特定の者の利益又は不利益を目的としたものではなく、土地または建築物等の利用を不当に制限することなく、社会通念上妥当と認められるものであること。

#### 【解説】

- ① 市の基本構想(土地利用方針等)とは、本市総合計画、都市計画マスタープラン等を指す。
  - ② 建築制限の緩和は関係法令に基づく方法以外、独自ルールで行うことはできない。
  - ③ 地区計画が定められている場合、①と同様、市の土地利用に関する上位計画として、これに整合するものでなければならない。
  - ④ まちづくり活動団体等の役員等のみで作成されたものでなく、地区外権利者を含む区域内の住民等に対して、ニュースやアンケートの配布などをもって、意見聴取しながら作成されたものであること。  
また、同意確認を行う最終アンケートで意見聴取するのではなく、作成段階から、適宜、権利者調査の進展状況を勘案し、意見聴取しながら作成すること。
- 専門家派遣など支援を行った団体については、作成過程における周知・意見聴取方法を把握し、

適宜指導しているが、それ以外の団体は、周知・意見聴取の経過資料、ヒアリングにより確認する。

⑤ 同意の対象となる「区域内の住民等」とは、都市計画法第16条第3項に規定する者に準じる。

「多数の同意」とは、対象区域が限られる場合やルールの内容、権利者調査や意見の回収状況、まちづくり活動団体等が反対者に対して適切に対応を行えているか等を考慮に入れ、合理的な反対意見がなく、当該団体のまちづくり活動の運営体制や取組状況を考慮するなか、今後も地区において適切に周知定着を図ることができるものであると認められる場合等を含めたものである。

※「多数の同意」とする理由は、本ルールが罰則規定のない推奨基準であり、地区計画申出に係る要件である「総意を反映している」必要はないものの、反対派が同時にルールを認定申請する等の混乱の回避を考慮するとともに、住民等が活動の取組を始めやすいよう内容等を考慮した適切な取扱いを可能とするため設定したものである。

※土地、建物等の規制に係る内容の同意については、事業者等に説明する上での説得力及び実現性の向上を図るために、活動当初から住民等の総意を得るよう取組むことを推奨し、住民等のおおむね2/3以上の同意を認定の目安とする。

⑥ 地区計画に準じ、都市計画法21条の2及び同法施行令第15条を準用し0.5ha以上を基本とする。

⑦ 具体に規制する内容と、まちづくり目標及び取組方針と矛盾がないこと。

⑧ 地区計画は、都市計画決定されたものであり、建築条例に定められたものを除き、届出・勧告制を基本とする緩やかな規制誘導を行っている。したがって、強制力がない推奨基準とはいえ、すでに地区計画が定められている区域内において、地区整備計画で数値等にて具体的に制限する項目を上回るまちづくりルールは、住民・事業者にとって混乱を与えることから、安易に上乗せ的なルールは認めない。しかし、地区計画において定めていない内容について横出しで定めることは可能である。

## (2) まちづくりルールの認定等の手続

- ① まちづくり活動団体等は、市に対してまちづくりルール(案)認定の申請を行う。
- ② 市は、申請された内容が①の認定要件に適合していると認められる場合、「まちづくりルール」として認定し、当該ルールを管理し定着を行う団体を「まちづくり推進団体」として認定する。
- ③ 市は、上記の認定をしたときは、その旨を市のホームページに公表するなど周知を図る。

### 【解説】

- ① まちづくり活動団体等はまちづくりルール(案)の認定申請時、次の書類を市に提出する。
  - ア 認定申請書(ルールの名称、対象区域図及び付近見取図、活動団体の名称及び代表者氏名、推進団体の名称及び代表者氏名、備考)  
※まちづくり協議会から地縁団体への移行等を想定。備考欄には、その引継日等を記入する。
  - イ 同意状況が確認できる資料(アンケート結果、集会決議書、同意書等)
  - ウ まちづくり活動の報告書(経緯、経過、合意形成に係る意見聴取・調整の状況)
  - エ まちづくりルール(案)
  - オ 会則またはそれに準ずるもの及び役員名簿(まちづくり活動団体等及び推進団体)
  - カ 周知体制がわかる資料(まちづくり推進団体)
- ③ 認定したまちづくりルールを早期に地権者や事業者に周知し、まちづくり推進団体との協議等を通じて、地区まちづくり目標の達成を図る。

## 6 まちづくり推進団体の認定

### (1) まちづくり推進団体の認定要件

- ① まちづくり活動団体の登録要件(同③を除く)を満たす団体であること。
- ② 継続的な管理・定着活動を行うことができる組織であること。
- ③ まちづくり活動団体と異なる場合は、当該まちづくりルールの策定過程及び内容について十分な理解をしている者が団体の役員等に含まれていること。

#### 【解説】

①② まちづくりルールの実現に向けた活動を継続して行うことができる団体で、地区における周知及び意見聴取の体制を有していることを認定の要件とする。

具体的には、まちづくりルールの維持管理等に関する活動実績はなくとも、開発事業者との協議を行うことができる者が団体に複数いるのか、活動をどのように取組むのか、活動についてどのように周知を図っていくのか、また必要に応じて、役員会等を開催することができるのか等を、認定申請時に提出する会則及び周知・意見聴取体制がわかる資料で確認する。

※これらの状況把握が概ね可能である市が活動支援していた場合以外は、資料及びヒアリングで詳細を確認する。資料、説明に虚偽等があり、不適切な運用がなされた場合は、認定取消しを行う。

※事業者が開発事業を行い、権利者としてルールを申請する場合、居住者等、新たな権利者への引き継ぎ、引き継ぎまでの維持管理について適切な対応が可能ならば、認定するものとする。

③ まちづくりルールの認定には総意を要件としていないため、策定後も、まちづくり推進団体は、地区住民等の間でまちづくりルールの管理・定着に向けた活動を継続して行う中で、事業者やまちづくりルールに同意しない住民等と周知・協議を行うこととなるため、まちづくりルールの策定過程や内容について十分に理解し、まちづくりルールの趣旨を説明できることが必要となる。そのため、まちづくり推進団体には、その旨を十分に説明できる者が団体の役員等に含まれていることが必要としている。詳細な運用マニュアル等や専門家の支援等により、同等の活動を行うことが可能であると認められる場合も本要件同等とみなす。

### (2) まちづくり推進団体の認定手続

- ① まちづくり活動団体等は、まちづくりルールの認定手続きの際、まちづくり推進団体の認定申請書をあわせて提出する。
- ② 市は、まちづくりルールを認定する場合に、そのルールの管理・定着を行う団体をまちづくり推進団体として認定する。
- ③ 市は認定したルール及び団体について市ホームページに公表するとともに、申請者へ通知する。
- ④ 市は、まちづくり推進団体に活動内容の報告を求めることができる。
- ⑤ 市は、まちづくり推進団体から提出された活動内容の報告に基づき、その概要を市のホームページ上で公表することができる。
- ⑥ まちづくり推進団体の認定は1年間とする。

#### 【解説】

①② まちづくりルールは、その管理・定着を行うまちづくり推進団体とともに同時期に認定する。

④ 市は、まちづくり推進団体が継続的な管理・定着活動を行っているかを確認するため、活動内容の報告を求めることができる。

⑤ まちづくり推進団体の活動内容の公表は、事業者等との協議経過を明らかにする意義を有するとともに、まちづくり活動を地区住民等や事業者へ周知することにつながる。

⑥ まちづくり推進団体がまちづくりルールの実現に向けた活動を継続して行っているかを確認する点から定期的に更新されることが望ましい。したがって、認定期間は1年間とし、活動報告(年1回以

上)の概要や任意のヒアリング等によって活動状況の把握を行う。認定要件に欠ける状況に至った場合は、更新を待たずに認定取消し等の対応を行う。

## 7 まちづくりルールの運用

### (1) 開発申請段階

- ① 市は、事前調査・相談に来庁した事業者に対し、協議資料が整い次第、まちづくり推進団体と早期に協議を行うよう案内する。
- ② 事業者は、まちづくり推進団体と協議を行う。
- ③ 事業者は、建築物の建築や工作物の建設等を着手する 30 日前(地区計画の届出制度と同時期)かつ住環境整備条例第 23 条による事前協議の届出より前に、まちづくりルールに係る届出(配置図・立面図・植栽図等のまちづくりルールに応じた必要なラフプラン又は図面、協議報告書等を添付)を行う。
- 市は、事業者がまちづくり推進団体と協議していないと認められる場合、協議するよう指導する。また、市は、まちづくり推進団体及び事業者に対し必要に応じて指導または助言を行う。
- ④ 市は、まちづくりルールに係る届出を行わない、又は虚偽の届出を行った事業者に対し、届出を行うよう、又は届出の変更を行うよう指導し、事業者が当該指導にも従わないときは、市は当該指導に従うよう勧告・公表等を行い、罰則(罰金)の対象とする。

### 【解説】

- ① 調査・相談時点で窓口課(都市計画課、開発指導課)が所管課(市街地整備課)へ繋ぐ。窓口での相談のない事業者に対しては、市ホームページの都市計画図等を通して情報を周知する。
- ②③ 市は、早期に事業者にまちづくりルールについて周知を行い、早急にまちづくり推進団体と協議し、この協議の結果を踏まえ、事業者にまちづくりルールに係る届出を市へ行うよう義務付ける。  
まちづくりルールを事業計画に反映するためには、事業者が住環境整備条例第 23 条による事前協議の届出において公共施設管理者と協議を行い、計画内容を固める以前の早い段階においてまちづくり推進団体との協議を行うことが望ましい。内容的に、地区計画の届出と同時期かさらに早期であることが望ましいため、着工の 30 日前(法令で規定された地区計画の届出制度と同時期)かつ住環境整備条例第 23 条による事前協議の届出に先行してまちづくりルールに係る届出を行うものとし、協議の時期的整合を図る。

事業者がまちづくり推進団体と協議を行わない場合、事業者に対して協議するよう指導する。

また、協議報告書の内容について不明瞭な点がある時には、市は事業者及びまちづくり推進団体に協議内容の確認を行うことができる。

さらに、まちづくりルールの内容が市の政策として積極的に進めていく内容に合致しているものについては(密集市街地の改善等)、市は事業者に指導等を行う。

※事業者とまちづくり推進団体との協議資料は、個人や法人の情報を含まない書類(位置図、配置図、立面図、植栽図)を基本とし、まちづくりルールの内容に応じて、間取り等の情報が必要な場合は、施主の了承を得る等、両者の合意があった上で対応するものとする。

※事業者がまちづくりルールに係る届出手続を行わずに事前協議の届出を行った場合、市はまちづくりルールに係る届出を早急に行うよう周知し、事前協議の届出を受理しないものとする。これにより、まちづくりルールに係る届出の担保性を図る。

※市の関与の視点は、まちづくり推進団体と住民・事業者が対等な立場で協議を行えるよう、助言や手続を守るよう指導を行うというものである。

まちづくり推進団体の法令や建築物等に関する知識が十分でない活動初期にあっては、市は、まちづくり推進団体に対して必要な技術的助言等を行う。また、住民・事業者との協議に際し、まちづくり推進団体が硬直的な対応を行い協議が進まない場合等については、まちづくり推進団体に制度の趣旨を説明する等、両者がまちづくり目標を実現する観点で折り合いをつけて協議するよう助言する。

なお、地区住民等主体によるまちづくりの気運醸成の視点から、地区のまちづくりの成熟度に応じて、まちづくりルールの実現に向けた自主的な取組を市が支援するもので、まちづくりルールの実現そのものの行政指導するものではない。

- ④ 本規定は、当該手続が地区住民主体のまちづくりを進める上で重要な役割を持つという制度の考え方を示すものである。

## (2) 協議の完了

- ① まちづくり推進団体は、事業者との協議結果を活動報告書に加え、市へ提出することができる。
- ② 市は、提出された活動報告書の内容が事業者から提出された協議報告書と齟齬がないか、個人や法人を特定する内容がないか等を確認した上で、市ホームページに掲載することができる。

### 【解説】

② まちづくり推進団体と住民・事業者との協議経緯・結果等の記録を、活動記録の一部として公表することにより、団体の活動の透明性が向上するとともに、住民・事業者にとっても、当地区の考え方を事前に把握し、計画に可能な範囲で反映することで、双方にとって無用な紛争等を未然に回避することを期待する。

## (3) 施工中・完成後

- ① まちづくり推進団体は、事業者へ施工期間中の立会等を求めることができる。
- ② まちづくり推進団体は、区域内の土地や建物の使用状況の点検など、まちづくりルールの定着に向けた活動を必要に応じて行う。
- ③ 市は、まちづくり推進団体の活動継続に資する支援を必要な範囲で行う。

### 【解説】

① まちづくり推進団体は事業者へ施工期間中の立会等を求め、協議内容に沿って建築されているかを確認することができる。具体的には、まちづくりルールの届出時に作成した協議報告書をもとに適合の確認を行う。こうして、まちづくり推進団体自身が事業者との協議、事業完了後の適合確認を行う中で、まちづくりルールの実現を実感することにより、さらなる地区の気運に繋がることを期待する。

地区計画のうち条例化された事項については、建築基準法の完了検査の対象となり、実効性が担保されるが、協議内容どおりにまちづくりルールが実現されるとは限らない。したがって、その実効性を高めるため、まちづくり推進団体は事業者との協議の中で施工期間中の立会等について決めができる。ただし、事業者が過度の負担とならないよう必要最低限の手続のみを制度化し、立会等は義務付けでなく、あくまで協議の中で定めることとする。したがって、立会を強く求める場合は、あらかじめまちづくりルールに含めておくことが望ましい。

- ② まちづくり推進団体は、地区でのまちづくりルールの定着に向け、必要と判断する活動を行う。
- 例えば、土地、建物の使い方等のルール(壁面後退の使用方法等)を定めている場合、まち歩き等を通じて、建物完成後においても当該ルールが守られているか点検を行い、守られていない場合は、当該住民等と話し合う中で、まちづくりルールの周知を行う、といった活動により、当該ルールの定着をより進めることができると考えられる。
- ③ 市が支援する内容は次の事項である。

- まちづくり推進団体の活動の継続支援の観点から、市ホームページ等での団体活動の公表・周知や、団体交流の場を設けるなど、団体相互の日常的連絡・交流の直接・間接の支援を行う。
- まちづくり活動の担い手となる人材、体制づくりの観点から、まちづくりルールの策定期階において、既存の尼崎市すまいづくり・まちづくり専門家派遣制度を活用し、地区の特性に応じた日常的活動体制や事業者協議の方法等についての相談やマニュアルの作成等の支援を適宜行う。
- まちづくりルールの内容については、平素より、まちづくり推進団体と市民・事業者との協議を通じ、住民・事業者への周知浸透を進めるとともに、整合が困難な場合に双方の話し合いで解決点を見出すというまちづくり能力の涵養が重要となる。市はこの観点から、平常時より求めに応じて、双方への相談対応、協議技術を含めた技術的支援、団体・事例紹介等を適宜行う等の側面支援を行う。

## 8 各団体の認定・登録の変更及び取消

まちづくり活動団体から登録内容に関する変更の申請があった場合、市は当該団体の登録内容の変更を行うことができる。

同様に、まちづくり推進団体から当該団体の認定内容又はまちづくりルールの内容に関する変更の申請があった場合、市は当該内容の変更を行うことができる。

また、まちづくり活動団体及びまちづくり推進団体から登録・認定の取消の申請があった場合、もしくは登録・認定要件のいずれかに該当しなくなった場合、市は当該団体の登録・認定の取消し及びまちづくりルールの認定の取消しを行うことができる。

### 【解説】

各団体の登録事項の内容を変更する場合は、その内容に応じ、変更申請書に基づき審査等を行った上で、変更認定等を行う。

また、まちづくり活動団体からまちづくり推進団体へ移行した場合は、まちづくり活動団体の登録の取消を行う。

## 9 まちづくりルールの変更及び取消

まちづくり推進団体は、認定されたまちづくりルールの変更については、市への変更申請により行う。

まちづくりルールの変更手続は、同認定手続に準ずるものとするが、地区住民等の同意要件については、市はルールの変更内容を考慮の上、認定できるものとする。

### 【解説】

まちづくりルールは市の窓口やホームページで公に認定・周知されており、まちづくり推進団体が自由に変更できるものではなく、変更に際しては市が変更認定を行う。

ただし、変更認定の要件については、ルールの当初認定時に、当該ルールが地区住民等の一定の同意を得たルールであることを確認しており、その後、まちづくりルールの地区住民等への周知状況及び定着への取組経過を考慮の上、変更内容により次のとおり対応する。

### (1) まちなみ指針の内容に関する変更

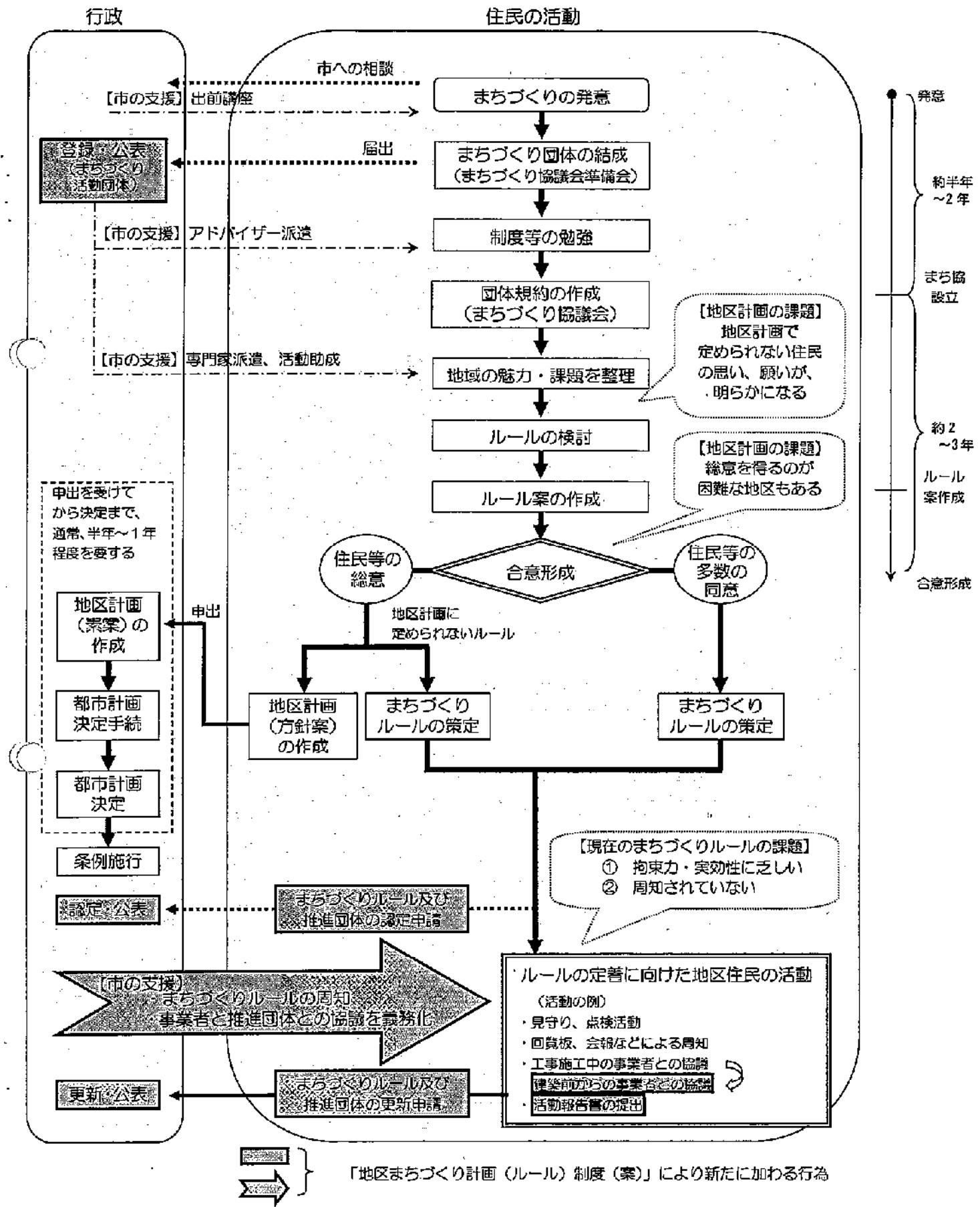
財産規制に係る内容の重要な変更（廃止を含む）については、地区住民等の多数の支持に基づきまちづくり推進団体が運用していくことが望ましいため、新規認定要件に準じた取扱いとする。

### (2) 文言等の修正等の軽微な変更及び暮らしの指針に関する変更

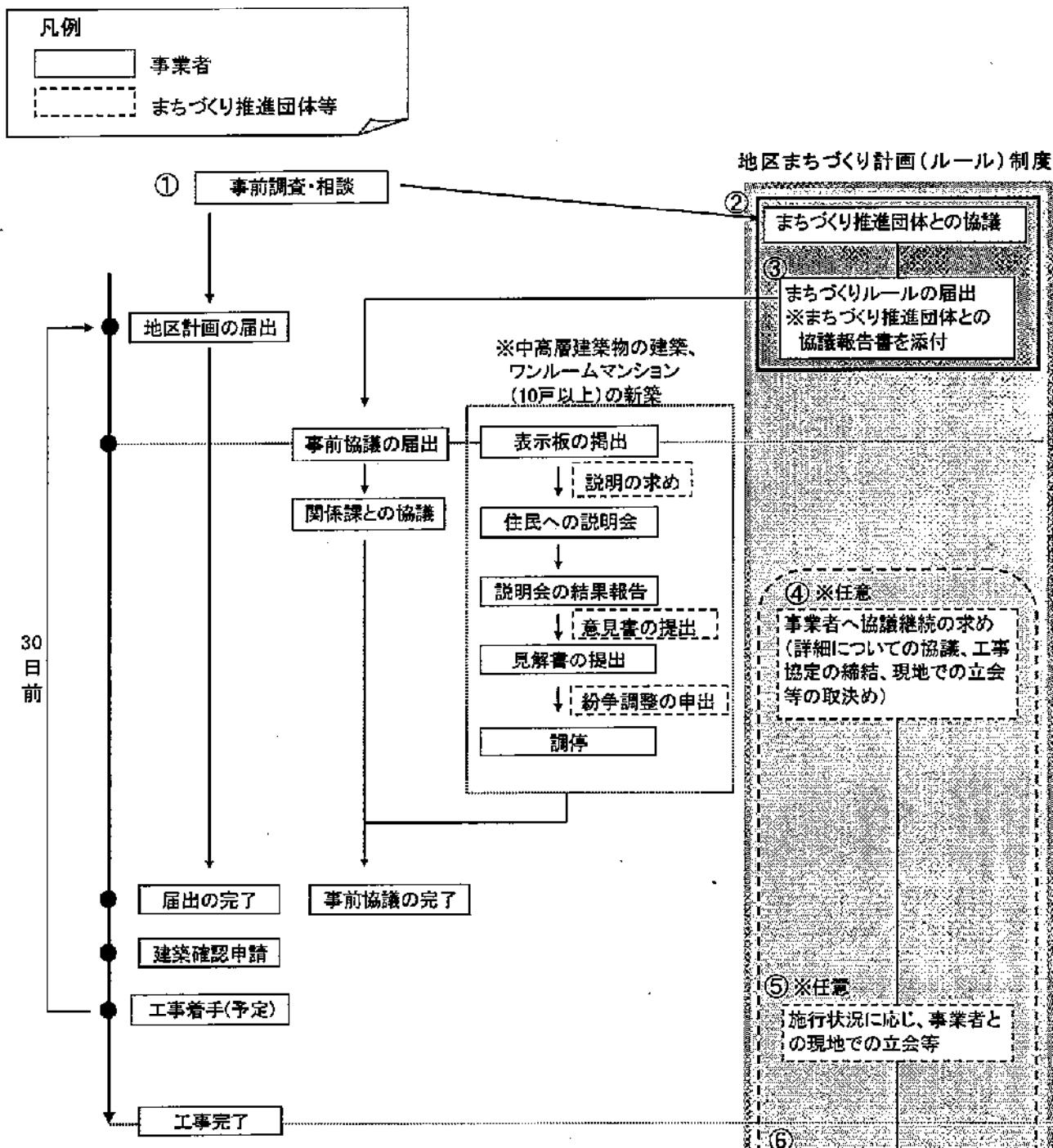
当該変更に係るまちづくり推進団体の周知の体制・状況及び合意に係る手続（総会決議等）の確認等により取扱う。

## 地区まちづくり計画(ルール)制度の流れ

## (1) 地区まちづくり活動の流れ



(2) まちづくりルール策定区域内での建築行為等の手続の流れ



### **工事施工中・完了後**

- ④⑤ まちづくり推進団体は、工事施工中に、事業者と協議の上、ルールに関する施工計画や施工状況を確認することができる。
- ⑥ まちづくり推進団体は、区域内の土地や建物の使用状況の点検など、まちづくりルールの定着に向けた活動を必要に応じて行う。

### **市が行う行為**

市は、まちづくり推進団体と事業者が対等な立場で協議を行えるよう、助言・調整等の支援や双方が適切に手続を進めるよう指導を行う。

まちづくり推進団体の法令や建築物等に関する知識が十分でない活動初期にあっては、市は、まちづくり推進団体に対して必要な技術的助言等を行う。また、事業者との協議に際し、まちづくり推進団体が硬直的な対応を行い協議が進まない場合等については、まちづくり推進団体に制度の趣旨を説明する等、両者がまちづくり目標を実現する観点で折り合いをつけて協議するよう助言する。

地区住民主体によるまちづくりの気運醸成の視点から、地区的まちづくりの成熟度に応じて、まちづくりルールの実現に向けた自主的な取組を市が支援するもので、まちづくりルールの実現そのものを行政指導するものではない。

ただし、まちづくりルールの内容が市の政策として積極的に進めていく内容に合致しているものについては（密集市街地の改善等）、市は住民・事業者に要請・指導等を行うことがある。



## まちづくり活動・推進団体 活動概要書（案）

平成 年 月作成

団体名：代表者氏名：連絡者氏名：電話番号： ( )

活動の区域	尼崎市 ※活動区域の詳細（地図の添付でも可）
活動の目的	
活動経過及び 今後の予定	
検討内容	
備考	

## まちづくり活動報告書（案）

地区名：\_\_\_\_\_

## まちづくりルールに係る届出書（案）

尼崎市長様

届出者

氏名  
住所  
電話（　　）

㊞

次のとおり開発事業を行いたいので、尼崎市住環境整備条例第〇〇条に基づき次のとおり届け出ます。

		<住所>		
代理人 (連絡者)		<事務所名>	電話（　　）	
		<氏名>	FAX（　　）	
施工者		<住所>	電話（　　）	
		<事務所名>	FAX（　　）	
		<氏名>		
まちづくり ルール名称		地区まちづくりルール		
敷地 の 位 置 等	地名 地番	尼崎市		
開発事業の 種類		(新築、増築等)		
開発事業の 概要		(用途、構造、階数、規模等)		
まちづくりルールの内容に 対し行った配慮		協議報告書の有・無		
まちづくり推進団体との 協議の状況				
事前協議予定	平成 年 月 日			
工事着手予定	平成 年 月 日		工事完了予定	平成 年 月 日

受付欄	上記のとおり します。					処理欄
	平成	・	・			
	課長	補佐	係長		係	

## 協議報告書（案）

平成 年 月 日

○○○○地区まちづくりルール

まちづくりルールの内容		事業者記入欄		
		計画内容（※）	適合状況	備考（条件、協議結果等）
建物の用途	ワンルームマンションの制限		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
	ペットショップの制限		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
最低敷地面積	100m <sup>2</sup>		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
建物の最高高さ	東地区 12m		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
	西地区 15m		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
	南地区 18m		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
壁面位置の指定	道路境界（1m）		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
	敷地境界（50cm）		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
荷おろし場の設置	店舗等の場合、荷おろし用の駐車スペースの確保		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
門灯の設置等	門灯を設置して、夜間はできるだけ明るい町なみにすること		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
屋外広告物	パンフレット記載		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
工事協定締結	（別紙）		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない	
入居者へのルール周知	<input type="checkbox"/> 設計時 <input type="checkbox"/> 契約時			

※計画内容等未定の場合は空白、該当ない場合は斜線等記入

その他（継続協議事項等）

上記内容のとおり協議しました。	平成 年 月 日
-----------------	----------

事業者名 \_\_\_\_\_ サイン  
または印

(担当者) \_\_\_\_\_

(例) 推進団体  
協議担当者 \_\_\_\_\_

## 地区まちづくり計画制度の策定に係るスケジュール

